

工事運行マニュアル

※工事書類は、原則CALSシステムまたは
電子メールにより提出してください。

令和7年5月 改訂



新潟県

新潟県土木部都市局営繕課

はじめに

受注者が県発注工事を行う上で、これに係わる提出書類作成に要する時間は少なくありません。

特に初めて県の工事を行なう場合や行なう機会が少ない場合などは、受注者がかなりの労力を費やしているのが現状であり、監督員にとっても、これらの指導に多くの時間を割いているのが現実です。

このようなことから、これらの負担を少しでも軽減することを目的とし、この「工事運行マニュアル」を作成したので活用してください。

提出書類（図書）の作成にあたって、主として施工予定に関するもの（「工程表」「施工計画書」「施工図」等）は、設計図書を十分理解するとともに、関係する工事業者と連携を密にし、できるだけ余裕を持って計画立案してください。特に監督員の承諾の必要な「施工図」「承諾図」等は、現場代理人等において十分検討した上で監督員に提出してください。また、主として施工記録に関するもの（「検査記録」「打合せ記録」「工事写真」等）は、タイミングを外すと記録に残せないものが多いので、記録の必要の有無を適切に区分して、計画的に記録していくことが必要であり、設計図書に定められた品質証明や試験結果、施工記録はその都度整理しておく必要があります。

なお、本書の使用にあたって現状に合わない場合や疑義等が生じた場合は、監督員と十分協議の上、対応することとしてください。

令和 7 年 4 月

新潟県土木部都市局営繕課